

# 公 示

令和6年11月13日

創発科学研究科学生各位

創発科学研究科長

令和6年度第3Q末（創発科学研究科開設科目）について

このことについて、大学院学則第37条第1項に定める試験について下記のとおり公示する。

## 記

1. 試験期間 令和6年11月26日（火）～12月2日（月）
2. 試験時間割 別紙のとおり
3. 実施は別紙試験心得により行う。

## 定期試験の受験心得

- 1) 履修の手続きを経て受講した授業科目の試験に限り、受験することができる。
- 2) 受験に際しては、必ず学生証を携行し、試験中は机上の監督者が確認しやすい位置に、写真の面を上にして置くこと。万一、学生証を忘れた場合には、試験開始前に林町地区統合事務センター学務課又は幸町地区統合事務センター教務課又は、創造工学部事務分室に申し出て、仮学生証（発行当日限り有効）の交付を受けること。
- 3) 試験開始の時刻に遅刻した者は、受験できない。ただし、やむを得ない理由のある場合は、試験開始後15分までの遅刻を認める。
- 4) 試験中は、筆記具、鉛筆削り、消しゴム及び特に許可された物品以外の所持品は、机の下に置くこと（机の中や椅子の上には置かないこと）。携帯電話等は電源をオフにしておくこと。
- 5) 試験開始後速やかに学籍番号、氏名等を記入すること。
- 6) 試験中は、不正行為（禁止物の持込、他人の答案の窃視、携帯電話等の利用、私語及び物品の貸借、その他試験毎に禁止されている事項）はしないこと。試験中に、それら不正行為をした者に対しては、大学院学則第72条第1項に基づき懲戒する。
- 7) 試験開始後15分を経過しなければ退室できない。退室に際しては、必ず答案用紙を監督教員に提出すること。また、一度退室した者は再び入室できない。
- 8) その他、受験に際しては、監督教員の指示に従うこと。

## 不正行為について

試験中に不正行為をした者は、次の規定により懲戒する。

第72条 本学大学院の規則に違反し又は学生の本分を守らない者があるときは、その軽重に従って学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の1に該当する者に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 正当な理由なく出席が常でない者で、成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 本学大学院の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく違反した者
- 4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 気象に関する警報の発表等の場合における休講措置について

### ① 特別警報の発表による場合

各キャンパスの所在する地域に特別警報の発表があった場合は、当該キャンパスの全ての授業を直ちに中止する。

### ② 気象警報の発表による場合

#### ・昼間の授業について

指定する地域に、大雨、洪水、暴風又は大雪の警報が、午前 6 時 30 分に発表されている場合は休講とする。午前 6 時 30 分以降に発表された場合は、発表された時刻以降に開始する授業を休講とする。

ただし、午前 10 時 30 分の時点で警報が解除されている場合で、かつ、それ以降に発表されないときは、午後 1 時以降に開始される授業を実施する。

#### ・夜間の授業（午後 6 時以降に開始する授業）について

指定する地域に、大雨、洪水、暴風又は大雪の警報が、午後 3 時に発表されている場合は休講とする。午後 3 時以降に発表された場合は、発表された時刻以降に開始する授業を休講する。

#### ・上記の指定する地域とは、次のとおり

幸町キャンパス及び林町キャンパスは高松市とし、医学部キャンパス及び農学部キャンパスは、高松市又は三木町とする。

### ③ その他の場合

創発科学研究科長が判断し処置する。

なお、居住地の気象状況又は交通機関の運休等により、登校できなかった学生については、補講等により個別に対応するものとする。

※ 休講措置となった場合においては、大学として授業担当教員及び学生に対しての電話連絡等を行わない。

※ 定期試験期間中においても、上記と同じ扱いとする。

## 追試験について

定期試験をやむを得ない理由で受験できなかった場合、以下の要領により追試験を受けることができる。

### ●許可できる欠席理由

- (ア)天災その他の非常災害
- (イ)交通機関の突発事故
- (ウ)負傷または疾病
- (エ)三親等以内の親族の死亡による忌引き
- (オ)就職試験の受験
- (カ)その他創造工学部が相当と認める理由

### ●申請方法

**欠席した試験が行われた日の翌日から起算して7日以内**に、その試験に欠席した事由を証明する書類を添えて学務係に願い出ること。  
期限を過ぎると受け付けません。

※追試験願に添付する証明書類は、試験当日に欠席せざるを得ない/得なかったことを証明するものでなければならない。

### ●追試験実施予定日

令和6年12月12日（木）、12月13日（金）予定

### ●追試験時間割発表

令和6年12月11日（水）予定

### ●その他

追試験の追試験は実施しない。

不明な点は、学務係へ問い合わせること